

議 長 会議を再開します。 (午前10時40分)

々 これより、高良議員の一般質問を行います。5番高良議員。

5番 皆さんおはようございます。高良敏幸でございます。たいへん先ほどもありましたが暑い日が続いて、作物も人間も弱っている今日でございます。

高良議員 それでは、一般質問に移らせていただきます。

今回は2つのことについてお伺いします。

まず、初めにですが「町営住宅の供給状況について問う」であります。

これは人間が生活していくために必要なものとして医療、食料、住居等があるわけですが、災害に遭うとこれらのものに当然のことながら被害が及びます。そこで衣料、食料については持ち運びができる、そういうこともありまして、物があさえすればその場で供給できるわけですが、住居につきましては、なかなかこれはすぐに住めるようにはなりません。そこで仮設住宅や避難所等の活用があるわけですが、これらもいずれの時間が経てば、いつかは退去しなければならないものでございます。このような状況の中で、私がふと思ったのが、災害が起こりやすい7月にふと思ひまして、町民生活課のほうへ、今現在、入居できる町営住宅があるかと問い合わせたところ、その時点では入居可能な住宅はないとの返事でした。この川本町を、皆さんあの防災マップを見れば分かるように、土砂災害地域、浸水地域、分けられておるわけですが、水については家を流すというのはよほど急流のところでないといけませんけども、土砂というのはいつ裏山から崩れてくるかわかりません。昔、三島で1件、そういう土砂災害がございました。ただそういう、住宅がなくなったときには、まず頼るのは町営住宅を頼るのがいちばん最初だと思います。そういう中において、その住宅が、入れる住宅はないというのは少し問題であろうと思ひました。そこで、今後この町営住宅を私は確保することが必要だと思いますが、それに対して行政側がどう思っておられるのかを問うものでございます。

続きまして、「高齢者、障がい者の受診について問う」でございます。

今、盛んに報道されておりますが、12月2日よりマイナ保険証の運用が本格的に開始されます。そこでまず、高齢者、障がい者のマイナンバーカードの取得状況を尋ねます。また、マイナ保険証に使用について、身体に不自由がある方が使われる場合、支障はないのかを尋ねます。3つ目に、加藤病院に受診に行かれる方、あるいは受診を終えて帰られる方が、郵便局の前の三差路の信号が青の間に横断歩道を渡り切れないうつ状態を、2、3見受けましたので、この信号の長さを変えることが出来ないかを、問うものでございます。以上でございます。

議 長 それでは、高良議員の質問のうち、1項目め「町営住宅の供給状況について

議 長 　　て問う」に対する答弁を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 　　高良議員ご質問の1項目め、「町営住宅の供給状況について」お答えします。まず、公営住宅法に基づく町営住宅の現況についてお答えいたします。設置管理条例に定める町営住宅は、因原地区に神田、古布毛、正田、八幡平の4団地、久座仁地区の五反田団地、三島地区の三島団地。三原南佐木地区の三原団地の計7団地があります。このうち古布毛団地については、今年度解体することとしております。また、町営住宅以外に、住宅地区改良法等に基づいて整備した、いわゆる改良住宅が、川本団地など3団地あり、町営住宅と改良住宅を合わせますと10団地で、全戸数は250戸となっております。今月1日現在の空き住戸は、大規模修繕が必要な住戸や居住性向上のため行う住宅改善事業等により、入居受付を停止している住戸を除くと、12戸となっております。入居については、通常は入居決定後、所定の手続きのほか、ハウスクリーニングや必要な修繕等もあり、個々の状態に応じて、一定のお時間をいただくこととなります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、災害に遭われた方に対しては、早期の住宅の確保が必要であることから、その状況を鑑み、可能な限り配慮した対応ができるよう努めてまいります。住宅の確保は、現に住宅に困窮している方へ提供を行うものであり、災害時に限らず、定住施策等、今後のまちづくりにおいても重要な要素であるため、その受け皿の一つとして、町営住宅の役割も大きいと考えております。今後、住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善や建て替えなどにより、必要な戸数を確保できるよう努めてまいります。なお、災害時の住宅の確保については、生活再建の一時的な住まいとして、町営住宅や町内宿泊施設のほか、県職員住宅の活用、仮設住宅の設置などを想定しておりますが、国、県、近隣市町とも連携して対応してまいります。

議 長 　　5番高良議員。

5番
高良議員 　　少しお聞きしますが、今の答弁で12戸の住宅が入れる住宅があるということですが、私が7月に確認したところ、対応された方は、今現在は無いと言われましたが、その辺の事実関係はどちらが本当でしょうか。

議 長 　　番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 　　その当時の受け答えのところで、いわゆる災害を想定して救急に、もう今すぐ入れる住居があるかどうかという認識で、それについては今現在、先ほど最初の答弁で申し上げましたが、通常ハウスクリーニング等、時間がかかることとなりますので、すぐ入れる住宅については無いという認識で答えたと思います。その辺のちょっとお伝え方が、本当にうまく伝わっていませんでしたので、たいへん申し訳ないと思っております。

議 長	5 番高良議員。
5 番 高良議員	今の答弁であれば、ハウスクリーニングをする時間ほど待って、待てば入れるという認識でよろしいのでしょうか。
議 長	番外櫻本町民生活課長。
番外櫻本町 民生活課長	通常の流れになりますけども、手続きが終わって入居決定をですね、いわゆる、ハウスクリーニングそれから必要な修繕等、これやっただく業者との調整もあります。その辺の調整も含めて、調整が整えば入れるという状況です。
議 長	5 番高良議員。
5 番 高良議員	ハウスクリーニングと修繕では全然次元が違う。まずこれ先に申しておきます。ハウスクリーニングは入れる状態だけど掃除をしなければならんから掃除をする。それは分かります。その修繕というのは、そこにまた直す、今言われたように業者との打合せもあれば予算のこともある、時間がかかることですよね。それは私は同等ではないと思う。ただハウスクリーニング、要は掃除をすれば入れる住宅はその時点であったのかどうか、もう一度答弁お願いします。
議 長	番外櫻本町民生活課長。
番外櫻本町 民生活課長	はい、おっしゃるとおりですね、そういったことをすれば、やはり空き室はあったということです。
議 長	5 番高良議員。
5 番 高良議員	住宅の問題というのは、今の入れる、入れないの問題は置いておいて、その要は、この町が今とっている施策、何をメインでやってるかということ、人口対策をずっと、平成26年から始まった定住住宅の建設からですかね、ずっと人口問題を町としてどうするんだということで、ずっと今までいろんな施策をやられました。赤ちゃんの乳幼児の健康診断でも、1.5歳児とか4歳児とか他所でないようなものまでうちは入れて、皆さんに来ていただくように。あるいは、小中学生の医療費を無料化したり、今高校生までいきましたけどそんなこともする。そうやっていかに外から人を呼んで、この間、町で住んでもらうかというようなことを、メインの施策としてやってきたわけですが、災害があった時、例えば、この間、大型トラックが家に突っ込んだところもありました。そこはたまたま誰もおられなかったから何もなかった

5 番
高良議員

んですがそういうこととか、あるいは火事とかいろいろなことが考えられます。その時に、すぐ入れる住宅がないということは、非常に私は問題だと思うんです。

この間、担当の対応をされた方に、住宅がないということは町外に出ることになるんだよと言ったまでは言いました。でもその方は来なかったようで、そのあと曖昧な答えでしたけども、要はそういうことになるんですよね。我々は、まちづくり推進課の皆さん中心にして、1人でもこの川本に来ていただこう。そうやって定住人口を増やしたいと。定住人口が増えなかったら関係人口を増やそう。あるいは交流人口を増やそうとしてやっているわけです。そこで、町外に出ることになるんだよと言っても、職員の方がぴんとこないこないようでは、これは私は情けない話だと思う。そのこともありまして、これは住宅問題というのは、その住宅だけにかかわらず、そういう我々がいつも、皆さんだけじゃない議員も言われるんです。議員も「おまえたち何をしとるんだ」と必ず町民の皆さんに言われます。そこで我々一生懸命どうすればいいかと一緒になって考えておるわけですから、そういう職員さんの対応を私は大変残念でした。これだけは言っときます。それと先ほど言いましたように、災害はいつ起こるかわかりません。常に入れる住宅を、例えば2戸か2部屋が良いのか3部屋が良いのか、その案配はあるとは思いますが、そういうのを常に用意しておくということは、これは出来ないんでしょうか。

議 長

番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長

まず、職員の対応のところでございます。本当にこれは申し訳ないんですけども、やはりうちの町民生活課ではありますけども、やっぱり川本町の役場の職員という、全体の役場の職員という位置づけであります。今の町の全体の施策、そういったところの話、それからいわゆる窓口の対応、いろんな事情で困った方が、お見えになっておられると思います。そういったことで、寄り添った対応を心がけていくところをですね、私のほうもしっかり再認識をしてですね、その辺の指導を徹底してまいりたいと思いますし、そういった困った方等の情報についてはですね、健康福祉サイドとも連携を図りながらですね、情報共有をしていっていきたいというふうに思っております。それとあと、いわゆる災害時の住宅確保のところだと思います。例えば平成30年のような、大規模水害が起こったような時にはですね、やはりこれはもうとにかくもう町営住宅も可能な限り、空いたところを提供していく。それから町営住宅で間に合わなければ町内の、要は宿泊施設、あるいは県の職員宿舎、場合によっては県営住宅、それから民間の賃貸住宅、そういったところの活用というのを最大限で考えながら、これはもう有事の対応としてやっていかななくてはならないというふうに思っております。一方でですね、いわゆる災害に備えて、町営住宅をあらかじめ空き室として確保していくということも、考えとしてはあると思います。災害に備えて罹災された方の住

番外櫻本町
民生活課長 宅としてもずっと空き室にしておくということなんですけども、ただ一方で
ですね、いわゆる町営住宅、公営住宅法にのっとってますけども、この公営
住宅法の基本的な考えというのは、今現在、居住がするところがなくて困って
るという方への対応としての公営住宅でありますので、なかなかその空き室
のまま置いておくというのがですね、この公営住宅法の趣旨から鑑みると、
ちょっとそこは慎重に考えていく必要があるのかなというふうに思っている
ところであります。

議 長 5 番高良議員。

5 番
高良議員 今の答弁ちょっとね、困ってる人がすぐ入るように空けとくんだから、常
に空けておくわけにはいかないというのは、ちょっと矛盾があると思うんで
すが、その辺もう一回お願いします。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 いわゆる、災害というのは、いつ何どき起こるか分からないというのが災
害だと思えます。そういった、要はいつ提供できるかというのがわからない
ものとしてずっと開けたまま置くというところですね、片一方で公営住宅
というのは、やっぱり困った方が、その時点でおられた時に直ぐ、要は提供
していくというのが公営住宅ですので、そういったその以内のところ、少
し慎重に考える必要はあるのかなということです。決して、災害において住
宅を提供しないとかわけじゃなくて、少しその考え方のところを整理す
る必要があるのかなということでした。

議 長 5 番高良議員。

5 番
高良議員 今言われることはね、全くわからないわけではないんですが、それでは間
に合わないということを言っとるわけです。ちょっと考えてみてください。
今、うちの住宅は改修しなきゃいけない住宅が幾らありましたか。随分数が
ありましたよね。そうすると、例えば今入れるところは入っていただいて、改
修する住宅とか部屋を改修して、それを次に入られる方まで置いといて、そ
の間に次の改修に移っていくような格好にして、それをまた次、ほぼできる
頃に入られるようにしていけば、その改修のサイクルで、ちゃんといつでも
入れる、もうちょっと待ってもらえば直ぐ入れるような部屋が確保できるん
じゃないですか。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町 おっしゃるとおりですね、あらかじめ部屋を一定の改修をして用意してい

民生活課長 くという手法はあろうかと思えます。当初ハウスクリーニングとか、修繕とかいうふうに申し上げました。ざっとですね、ハウスクリーニングで言いますと、部屋の状態によって違いますけどもだいたい4、5万程度かかると。それから修繕もですね、軽微なものから少し重たいものまで考えると、5万から10万ぐらい、5万から30万程度ぐらいかかるような修繕もあります。それだけの予算をかけてそういった、すぐ提供できる部屋を確保するという考えはもちろん当然あると思えますが、片や一方ですね、いわゆるこの住宅修繕にかかる予算の状況なんですけども、例えば令和5年度の決算で見ますと、住宅にかかる修繕費用が1,245万かかっております。これはですね、いわゆる今現在入居されてる方のお部屋の修繕に係るものが大部分が状況になってますので、その限られた予算の中で、新たに入られる方の住居の修繕等をする場合にはですね、やはり今は、入居が確定してから必要な修繕をさしていただいとおるのが今の現状でございます。ただ議員がおっしゃいましたようにですね、やっぱりそうはいっても、どうしてもいろんな事情で今すぐ入らないといけないという方が、今後やっぱり出てくると思えます。やはり町としてもやっぱりそういった方には寄り添わないと思えますので、ちょっと他の自治体の事例等も参考にしながらですね、本当に緊急に、すぐ提供しなければならない方に対して、どのような手法で確保していくのかということですね、確保あるいはどういった手段があるのかということですね、ちょっと今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 5番高良議員。

5番 高良議員 はい、なかなか難しい言い回しで大変やりにくいこともあるんだろうなどは感じましたが、先ほども言いましたようにこの住宅が有る無いということは、人口問題に直結します。今、因原に建てようとしてる定住住宅でも、要は4億幾らのお金をつくってでもそこへ人を呼ぼうとしているわけですよ、うちの町は。ただ、定住住宅は入居要件は当然ありまして、それに合わない人もいます。それは空き家バンクを使うとかいろいろ手はあるとは思いますが、いやそんな家1軒持つようなことはしたくないという方も当然おられます。住宅で十分だという方もおられます。そういう方のニーズもある限り、この町へ人が少しでも定住していただくためには来やすい条件、状況にしておく必要が私は当然あると思えますので、その辺の町の施策との絡みも考えてお金が有るから無いから、お金はつけばあるんですよ。そうじゃありませんかね副町長、答弁お願いします。

議 長 番外藤田副町長。

番外 町営住宅の修繕に係る予算についてということでございます。先ほど櫻本

藤田副町長 課長が説明したとおり、修繕費、かなり経費的にはかかっておりますけども、議員ご指摘のとおりですね住宅問題っていうのは、この人口減少対策の重要課題の一つでありまして、これは民間の住宅も含めて、定住住宅そして町営住宅、こういったものをしっかり使っていけないといけないというふうに思っていますので、先ほどご指摘の修繕のサイクルですかね、そういったところも工夫をしながら、なるべく入って、町民の相、談いただく皆様のご事情を十分配慮して、直ぐ住居が必要な方に対してはですね、入れる準備をしていくことが重要だと思いますので、今後ですね、また予算も含めて検討していきたいというふうに考えます。

議 長 5 番高良議員。

5 番 高良議員 今この川本は人口は減っているわけですが、住居は足らないと。民間のアパート等もすぐ埋まるわけですよ、建てられたら。そういう状況にあるので町の公営住宅にしても、なるべく人が直ぐ入っていただけるような状況にしておかないと、今、我々がみんなで頑張っているその人口問題に対しても、この間もまちづくり推進課の課長に聞いたら、いや1人でも来てもらいたいから頑張ってるんだという課長の話もありました。そういうこともありますので、なるべくならそういう高齢者といいますか、その定住住宅に入れられないような方でもずっと入れるような住居を確保する必要があるかと思っています。それと先ほど課長が言われました職員の皆さんの対応ですが、これはたいへん言いにくいことではありますけど、町長、この川本は今これがメインなんだよっていうのを末端の職員さんまでちゃんと伝わるように、頑張っていたらいいと思うんですがいかがでしょう。

議 長 番外野坂町長。

番外 野坂町長 私、月に一度ですね、原則、月曜日にですね、今月は9月2日に職員にですね、月に一度の訓示でですね次のようなことを言いました。どうしたらできるか視点で考えてくれと。事例として出しました、その日にちなんだ出来事言いながらですね、その時言いましたですね、9月2日ですね、明治4年9月2日にですね、暦をですね、日本は太陰暦から太陽暦に変えました。これは一般的に言われた近代化に向けてということです。別の事情もあってですね実は変えたというのってそれはですね、政府がその原則を変えたんですよ。原則を暦という原則を変えた。だから、これぐらいの視点でもってですね、出来ないんであれば原則を変える。これぐらいのことをですね意識してくれという意味合いで、このたび議員がご指摘になった事案もですね、意識しながら職員にはですね、そういうことを伝えました。どうしたらできるか視点というのは、常にそういう意識を持ってくれと、いうことを言っているところです。先ほど述べましたけど制度をもって運用してるとですね、ど

番外
野坂町長

うしてもその例えばですね、健康福祉の制度を持ってればその制度を適正に、先ほど言いましたけど、公営住宅法の制度を適正に運営する、運用する、そこにとらわれがちで、このたびはですね平時の運用を非常時に適用してしまったということでたいへん申し訳ないと思ってます。このたびその職員から相談があったですね、そういうその相談の背景には、あるいはそのですね、お気持ちはどういう意図があって、そのような相談があつてるのかをそれを、しっかり^{しんしゃく}斟酌して、運用上できるかどうか、出来なければどうしたらできるかと、こういう思考回路を職員に持ってほしいという思いであります。全体の議員おっしゃいました、まさに人口減少対策であります。そのためにですね町が今どう向かっているかということは、再度、職員もしっかり徹底しながらですね、それに向けて、出来ない、町民の皆さんから相談があったことで、現時点の運用が出来ないんであれば、どうしたらそれが実現できるか。そのためには何をすればいいか、場合によつたら考え方を要する、そういうこともあるんじゃないかと、このような意識を持って欲しくて、日々努めておりますし、また、さらにですねその町が全体がどう向かっているかとしっかり私の口から職員にも言いながら、それぞれの職員の業務に落とし込んだときにどうしたらそのことに向かつて今出来てないことできるかということですね、しっかり意識するように、今日のご質問の意図をですねしっかり踏まえて、私もですね、当たっていきたくと、このように考えております。

議 長

5番高良議員。

5番
高良議員

先ほど住宅を直すのに、お金がないという課長の答弁もありましたが、こういう問題はいざとなれば、町長の専決でやられて後から議会が承認すると。物が物だけに人口問題に直結するということは、我々がみんなで取り組んでいることに直結することなんで、そういうことも可能であろうかと思えます。また今町長が言われたように、いろいろなことを、職員の意識あるいは人への思い、そういうことも考えてやっていただくということでございますので、今後、いちばん最後に総括は、またこの後の質問の後に言おうとは思いますが、町営住宅、必ず入れるような状況にしておいていただきたいと思えます。以上で、この問題を終わります。

議 長

以上で、1項目めの「町営住宅の供給状況について問う」の質問を終了します。

々

次に、2項目めの「高齢者、障がい者の受診について問う」に対する答弁を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健
康福祉課長

高良議員ご質問の「高齢者、障がい者の受診について問う」のうち、まず、ご質問の1項目め「高齢者、障がい者のマイナンバーカードの取得状況につ

番外高砂健
康福祉課長

いて」にお答えします。8月末現在のマイナンバーカードの申請件数は2,817件で、申請率は92.85%となっております。高齢者や障がい者の方の申請率は、データがないため不明ですが、国のマイナポイント事業や、本町として高齢者施設での申請受付支援にも取り組んでおり、全体の申請率から推測しましても、高い割合で取得されていると推察されます。マイナンバーカードの受け取りには、原則申請者本人が来庁いただく必要がありますが、代理人による受け取りも可能とされていますので、引き続き広報等により取得の促進に努めてまいります。

ご質問の2項目め、「マイナ保険証の使用について、身体に不自由がある方が使われる場合に、支障はないのか」についてお答えします。

医療機関、保険薬局では、オンライン資格確認が開始され、マイナ保険証を使用した受付が始まっております。オンライン資格確認とは、備え付けの専用機器で顔画像の読み取り、または暗証番号の入力によって本人確認を行うものですが、受付では、患者様がお持ちのマイナンバーカードを専用機器に置き、本人確認の方法を、顔認証、または暗証番号から選び、本人の認証が完了し、特定健診状況、薬剤情報等の同意事項を確認した後、マイナンバーカードを専用機器から取り出し受け付けが完了します。顔認証機能付きの専用機器は、医療機関によって複数の種類がありますが、各医療機関へ確認したところ、ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しいなど、患者ご本人から希望があった場合には、ご家族や介助者や職員などが、ご本人のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くなどの必要な支援を行い、対応しているとのことでした。本年12月2日以降は、従来の健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行するため、引き続き、マイナ保険証の利用方法等についてお知らせするとともに、医療機関等での利用状況について注視をしております。また、川本郵便局前の歩行者用信号機の信号の長さの変更出来ないかのお尋ねにつきましては、ご指摘の内容を川本警察署に伝え、確認しましたところ、まずは実情を把握するとの回答でしたので、引き続き状況を注視してまいります。以上です。

議 長

5番高良議員。

5番
高良議員

申請件数はどうでもいいんですが、交付率が87.33%、現在ね。というところでこれを12月2日には100%となっていないという問題が、あるんじゃないかなあと思うんですが、このマイナンバーカードに今は保険証は全部くっついてるんでしょうか。それをひとつお願いします。

議 長

番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健

全部ではないのですが、ちょっとそこら辺のどれぐらい取り付けてあるか

康福祉課長 と、取り付けたというかひも付けが出来ているか、その部分については、ちょっと今時点では把握しておりません。ただ、後期高齢者の方についてはちょっとデータがございまして、一応これは8月8日現在なんですけど、加入者数852名に対して、マイナ保険証の登録は547名となっております。ただ、実際にこれを利用している方というのは、5.87%という数字になっています。まだやはり利用のほうは少ないということになっております。全国の利用状況につきましては、10.99%ということで、ちょっと全国に比べても利用は少ないということです。先ほどのひも付けなんですけど、どうも最初の頃は、マイナンバーカードのマイナポータルからひも付けをしなくてという話だったんですけど、今の病院なんかで、そこでの何かひも付けみたいなこともちょっとできるという話を聞いておりますので、ひも付けについては、少しずつこう広がっていくのではないかなと思っております。ひも付けされたところでやはり利用が少ないといけませんので、そこら辺は引き続き啓発しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議 長 5番高良議員。

5番 高良議員 もう一回確認しますよ。12月2日からは、この保険証しか使えなくなるんですよね。

議 長 番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 発行が12月2日から出来なくなります。今お送りしている保険証があります。それは1年間有効ですので、その有効期限までは、期限までは利用することが出来ます。はい。それとあわせて、今マイナンバーカードを持たれておられない方もおられますので、それで、それにかわるその資格確認書という交付をするというような話がちょっと出ておりますが、すいませんちょっとそこら辺細かい、じゃあどういった形での取り組みかっている部分については、まだはっきりご回答出来ませんが、一応そういう流れはあるようでございます。以上です。

議 長 5番高良議員。

5番 高良議員 先に答弁されましたが、要は今、川本町は7月いっぱいまでの保険証が出ております。これ当然使えます。重々わかっての質問なんですけど、ただ7月31日を過ぎると、これなくなりますよね。それでそういう、確認書を出せるかどうかは聞こうと思ったんだが、今そういう場合は言われましたんで出されるかどうかまだはっきりした答えはなかったですけども、いわゆるそういう、マイナ保険証を取得されていない方のフォローは何かはされるということよろしいんですか。

議 長	番外高砂健康福祉課長。
番外高砂健康福祉課長	当然、そこら辺のフォローといいますか対応は、ちょっと国からの通知に基づいて取り組んでいくものであると考えております。以上です。
議 長	5 番高良議員。
5 番高良議員	<p>国からの通知に基づいては結構ですが、要は受診すればいるわけですよ。これ、保険証は。保険証に代わるものか保険証がないと10割負担ですよ。というのは間違いないことなから、それはもう見えてるわけですよ。やらない人が何かあった時は、10割負担になりますよと、そういうことですよ。じゃ、それじゃあ、今の医療費、我々3割とか1割とかいろいろおられると思うんだけど、しか払ってないわけですけど、全体の医療費の額っていうのは、素敵な額がかかってます。特に、私がいちばん問題だと思ってるのは、本当に病気があって、もう自分で移動が出来ないとか、障害があって動けないとか、そういう方ですわ。そういう方がいちばん、自力で出来ないから、介護をしていただいでできればいいですけども、このマイナンバーカード、例えばマイナ保険証にしたと、先ほど答弁になって医療器械は暗証番号とか顔認証とかあるわけですが、番号押すにも、押せないという方が実際おられます。ここに8月2日のこれ山陰中央新報ですが、このマイナ保険証に対するいろんな問題点が載っております。そうした、これらを読んでもそのマイナンバーカードも他のものが写り込んだら、そのマイナンバーカードを出せない。寝たきりの方の枕が移ったりとか、そういうのがあったら駄目だというような話も出ておりますが、でもこれ変なことなんですよ。本当はそういう方たちがいちばん困ってるんですよ。こういう我々の健常者じゃない。そういう方たちがいちばん困ってるのに、そういう不具合が出てくるという制度なんですよ。あんまり、この制度が良い悪いか私はわかりませんが、そういうことで、この川本の我が町にも、そういう障がい者の方が、自力で動けない障がい者の方というのは、おられると思うんですが、実際のところどのぐらいおられるんでしょうか。</p>
議 長	番外高砂健康福祉課長。
番外高砂健康福祉課長	それは自分で、どういった、動けないような方とかですね、どのぐらいの話なんでしょうか。
議 長	5 番高良議員。
5 番高良議員	例えば、介護が必要な方は、介護される方がついでます。ただマイナンバーカードを。じゃあ（話を）変えましょう。マイナンバーカードを取得する

5番
高良議員 ときに写真撮りますよね。あれは白い無地のところへ写真を撮らにゃいけないんだけど、それにヘッドレストとか写ってても、この川本はマイナンバーカードの取得が、これは川本の制度じゃない国の制度だから、それでもできるんでしょうか。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 マイナンバーカード、これ国の制度なんですけれども、やはり顔認証という制度があります。それでなくても一応顔写真というのは必要になってきますが、やはりこれはですね、その本人とはっきり分かるようなやっぱり写し方がありますので、やはり、ちょっと本人と認識出来ないような写し方になるとなかなか申請がちょっと出来ないということがありますので、やっぱり本人と分かる写真の写し方で撮っていただきたいと思います。

議 長 5番高良議員。

5番
高良議員 それは撮れるのは可能なんですか。そういう本人と分かるように、そういう方でも本人と分かるように写真を撮ることは可能なんですか。このうちの町でもそういうことを考えておられるんですか。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 このものがですね、町独自の解釈でできるというものではありませんので、あくまでも、本人として認識できる写真の写し方でやる必要があると思います。町独自でそこら辺の判断というのは、ちょっと難しいかなというふうに思ってます。

議 長 5番高良議員。

5番
高良議員 だから、それを国にどうすればいいか聞いたかどうか、それだけを答弁お願いします。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町
民生活課長 そのことについて特に問合せ等はしておりません。

議 長 5番高良議員。

5番
高良議員 それではうちの町には、そういう寝たきりとか動けないとかストレッチャーに乗ったままでないと動けないとか。あるいは首が震えて静止出来ないとか

5番
高良議員
議長

か、そういう方はおられないということですか、健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長

個々のちょっとすいません状態について、私把握しておりませんが実際に自分で、ひとりで動けないような方はおられるとは思ってますし、そういった方おられると思います。

議長

5番高良議員。

5番
高良議員

これね先ほど言いましたように、最終的には保険証がなくなって、その資格証みたいなものにそれは、あればいいのかもしれないんですが、それはあくまでも緊急避難的な手段であって、最終的にはこのマイナ保険証に、国がしたいんでしょうけども、そういう方に対して実際おられたら、その方は作れないわけですよ。それに対する対応を、当然、皆さんは考えておく必要があると私は思います。その辺のところをねやっぱり、こういう方がおられたらどうなんかないかという推測というか、こういう方もおられるからこれはどうするんだというようなことまで考えていってほしいんですが、そういう気持ちはありますか。

議長

番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長

ちょっとこれ、保険証とは違うかもしれませんが、このマイナンバーカード、ごめんなさい私の所見として申し訳ないですが、始まった頃は任意でというような形でカードの取り組みで始まったかと思ってます。やはりその後、いろいろ保険証にするだ、免許証にするだという話も出てきているのはニュースで聞いてるところではございます。そこら辺で、確かに任意という部分、そのカードをつくること自体強制ではないという部分に意識がちょっと強く行き過ぎてまして、そういったところの配慮の部分は、自分自身はちょっと欠けていたのかなと改めて思いました。そこら辺はちょっと、もう少し実際の、要は生活弱者と言われる方、非常に困っておられる方そういった部分での視点でもう少し、中でも検討できればなと思ってます。以上です。

議長

5番高良議員。

5番
高良議員

ぜひお願いします。ぜひお願いしますと言って、すぐにまたあれなんです、この信号の話ですが、これ答弁は、川本警察署に伝えてその実情を把握するという答弁でした。これをまずね、私が思うには、健康福祉課が障がい者団体の方、あるいは実際に高齢者を見ておられる方、例えば江川荘でも、どこでもいい、やすらぎでもいいですけども、やすらぎは江川荘のほうがい

5番
高良議員 いかもしれんけどそういうところへ、実際どうなのかという、その皆さんがそういう目に遭われたことがあるのかどうか、高良のやつがうそを言うてるんじゃないかとかいうような、内側から質問していくということは出来ないんですか。

議 長 番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 実際そういう困られた方がおられるという状況の把握までは、正直ちょっと出来てはないです。そういったご意見を高良議員聞かれてるものだというのであれば、ちよつとうち方も、また、そういったご意見がないかという部分は、あそこの信号に限らず他のことでお聞きしていることも、正直あるのはあります。いろんな意味で合理的配慮の部分、行政は当然なんですけど民間でもそういったことの取り組み、必要な部分あると思いますので、そういったところの、いろんな困られてる部分の状況をもう少し情報を仕入れるような、そういった事は今後ちよつと取り組んでいければなどは思っています。以上です。

議 長 5番高良議員。

5番
高良議員 私がした話は私の目撃が2例、今年春から以降で2例ありました、実際私が目撃したのが。それでここで取り上げてるわけですが、例えば今のような問題を私がこうやって提示し質問して、警察に言いました。それは、それは、いや警察にお願いしましたから、後は分かりません。いや、ちよつと警察に聞いてみないと実状は分かりません、そうなるんですよね。そうではなしに自分の足でちゃんと情報を集めてこうだこうだというのが集まったときに、じゃあどうするかと考えていくのが私は皆さんの仕事だと思うんですが、町長違いますか。

議 長 番外野坂町長。

番外
野坂町長 この度の高良議員のご質問をですね、1項目めも、そしてこの度もですね、まさに私たち行政に携わる者がですね、どういう姿勢でですね、業務に当たってるかという根源的なご質問であろうと思います。繰り返しになりますが制度の運用ですね、例えばこの度の最後のご指摘は、これは要するにどういうことを言ってるかという、最後このことを判断するのは公安委員会であるから、そちらのほうにバトンを渡しますと、答弁としては、そういう答弁。行政のですね、いわゆる一定の縦割り上そうなんですけども、そこに至るまでにですねその本当に、実情をですね把握した上で、この答弁に持っていくような、平常ですね、答弁、ご質問が出なくても、日々このような姿勢でいるかという、まさにそのことのご指摘であろうと思います。繰り返しになります

番外
野坂町長

が、やはり実際にですね、窓口に来られた方がご相談があって、あるいは書類上申請があって、あるいは何かふっとね、おっしゃって、あれは何か目的、自分が目撃したこと、それは今私たちがやってるような業務の中でそのことで、その方がそういう申請を出された、あるいは話をされたそういう振る舞いをされた、そのですね、先にあるんですね、議員もおっしゃいますように、どういう思いを持っておられる、あれどういう困ったことがあるから、そういうですね渡り方をされた。やはりそこへのですね配慮あるいは、まさに想像力ですね、まずそのことが欠落した行政運営をしてるんじゃないかというご指摘であろうと思います。肝に銘じて、その職員ですね、日々の業務にですね、よりそういうですね、フェーストウフェースとやりとりの言葉の意図、書類に書かれたけども書けない事情がある、その意図をしっかり引き出す。目撃した事象、そういう事象になられたですね、その背景はよりそういうことをですね、慮った寄り添った、そういう行政ができるように取り組んでまいりたいと思います。本日の議員のご質問の意図、とてもよくわかりました。しっかり取り組んでまいります。

議 長

5 番高良議員。

5 番
高良議員

縷々失礼なことも申し上げたかもしれませんが、私もひとえに、この町が良くなればと思っておりますので、よろしく町長の指導、お願いいたしたいと思っております。これをもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で、2 項目めの「高齢者、障がい者の受診について問う」の質問を終了します。

々

これをもちまして、高良議員の一般質問を終了します。

(午前 1 1 時 3 1 分)